ID:　201

担当部署:　市民生活部 市民室 上宮川文化センター

処分の概要	退館命令等
例規名 根拠条項	芦屋市立上宮川文化センターの設置及び管理に関する条例施行規則　第10条
例規番号	昭和61年規則第12号

【根拠条文】

（入館の制限）

第10条　次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒絶し、又は退館を命ずることがある。

(1)　酩酊(めいてい)した者又は他人に迷惑を及ぼす者

(2)　他人の迷惑になる物品又は動物の類を携帯する者

(3)　管理上必要な指示に従わない者

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日	平成28年4月1日	**最終変更年月日**	令和5年4月1日